

資料 1

○身体障害者障害程度等級表

＜＜視覚障害＞＞

 は、第 1 種身体障害者の範囲
 は、第 2 種身体障害者の範囲

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視力の良い方の眼の視力が 0.01 以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の②に該当するものを除く） ②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	①視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の②に該当するものを除く）	①視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
	③周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野認点数が 20 点以下のもの	③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野認点数が 40 点以下のもの	②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	②両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	

＜＜聴覚障害、平衡機能障害＞＞

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
聴覚障害	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 dB 以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 90 dB 以上のもの	①両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 dB 以上のもの		①両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のもの
			②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		②一側耳の聴力レベルが 90 dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50 dB 以上のもの
平衡機能障害		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

＜＜音声機能・言語機能・そしゃく機能障害＞＞

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

＜次ページに続く＞

《肢体不自由》※7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者手帳の交付を受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級 ※
上肢	①両上肢の機能を全廃したもの	①両上肢の機能の著しい障害	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	①両上肢のおや指を欠くもの	①両上肢のおや指の機能の著しい障害	①一上肢のおや指の機能の著しい障害	①一上肢の機能の軽度の障害
	②両上肢を手関節以上で欠くもの	②両上肢のすべての指を欠くもの	②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	②両上肢のおや指の機能を全廃したもの	②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
		③一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	③一上肢の機能の著しい障害	③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	③一上肢のおや指を欠くもの	③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	③一上肢の手指の機能の軽度の障害
		④一上肢の機能を全廃したもの	④一上肢のすべての指を欠くもの	④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	④一上肢のおや指の機能を全廃したもの		④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
			⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害		⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
				⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害		⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
				⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの			
				⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害			

《肢体不自由》 ※ 7 級に該当する障害は、2 以上重複する場合でなければ身体障害者手帳の交付を受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級 ※	
下 肢	①両下肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの	①両下肢のすべての指を欠くものの	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害	
	②両下肢を大腿の1／2以上で欠くもの	②両下肢を下腿の1／2以上で欠くもの	②一下肢を大腿の1／2以上で欠くもの	②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	②一下肢の足関節の機能を全廃したもの※注 1	②一下肢の足関節の機能の著しい障害	②一下肢の機能の軽度の障害	
			③一下肢の機能を全廃したもの	③一下肢を下腿の1／2以上で欠くもの			③一下肢が健側に比して5 c m以上又は健側の長さの1／1 5以上短いもの	③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
				④一下肢の機能の著しい障害				④一下肢のすべての指を欠くものの
				⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの※注 1				⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
				⑥一下肢が健側に比して1 0 c m以上又は健側の長さの1／1 0以上短いもの				⑥一下肢が健側に比して3 c m以上又は健側の長さの1／2 0以上短いもの
体 幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	①体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害			
		②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの						
脳 乳幼児期以前の非進行性の 病変による運動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

※注 1：人工骨頭置換・人工関節置換の認定基準について平成26年4月1日に改訂。

《心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障がい》

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ※注 2		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
直腸機能障害 ぼうこう又は	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

※注 2：ペースメーカー等植え込みの認定基準について平成 26 年 4 月 1 日に改訂。